

宮城大学法人化推進会議専門部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 宮城大学法人化推進会議設置要綱（平成18年10月 日施行）第6条第1項の規定に基づき設置する専門部会の運営に関し、必要な事項を定める。

（役割）

第2条 専門部会は、宮城大学独立行政法人化推進会議（以下「推進会議」という。）から付託された事項について具体的な調査検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

（所掌事務）

第3条 専門部会は、別表1に掲げる事務を所掌する。

（構成員）

第4条 専門部会の構成は、別表2のとおりとする。

（部会長の職務）

第5条 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会において互選する。

2 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の業務を総理する。

3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

（庶務）

第7条 専門部会の庶務は、総務部県立大学室において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、推進会議議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 専門部会名 | 所 掌 事 務 |
|-----------|---|
| 組織・運営専門部会 | 組織の制度設計、役員体制、審議機関、運営体制、法人の定款、改廃条例・規則等についての調査検討 |
| 目標・評価専門部会 | 中期目標、中期計画、年度計画、評価基準の設定、評価委員会の設置運営等についての調査検討 |
| 財務・予算専門部会 | 財務会計制度、会計諸規程、業務方法書、財務会計システム構築、承継財産、運営費交付金の算定方法、料金上限の設定、監査制度等についての調査検討 |
| 人事・労務専門部会 | 人事給与制度、サービスその他の勤務条件、人事給与システム構築、就業規則等諸規程、労使協定・労働協約、福利厚生等についての調査検討 |

別表2（第4条関係）

| 所 属 専門部会名 | 宮城大学 | | 県立大学室 | 計 |
|--------------|------|-------|-------|----|
| | 教員 | 事務局職員 | | |
| 組織・運営専門部会 | 3人 | 3人 | 3人 | 9人 |
| 目標・評価専門部会 | 3人 | 3人 | 3人 | 9人 |
| 財務・予算専門部会 | 3人 | 3人 | 3人 | 9人 |
| 人事・労務専門部会 | 3人 | 3人 | 3人 | 9人 |